

社会福祉法人わち福祉会役員並びに評議員等報酬規程

第1条 本法人の役員並びに評議員等の報酬については、この規程の定めるとことによる。

第2条 理事長が召集した次の会議に出席した場合は、報酬として次のとおり支給することができる。

理事会・監事会・評議員会	1回	4, 000円
その他の会議・行事	1回	3, 000円

なお、出張旅費については、別に定める額を支給することできる。

第3条 役員のうち理事長については、職務上毎週定期的に出勤するので、

月額報酬35, 000円を支給することができる。

但し、第2条の会議に出席した場合は、同条に定める報酬を支給することができる。

第4条 この規程に定めない事項については、理事会において協議するものとする。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施工する。(第2条及び第3条報酬額改定)